

○経済産業省告示第 号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三十八条第五号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日 経済産業大臣 名

平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示）の一部を改正する告示

平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八
条第五号に規定する経済産業大臣の認定等につ
いて定める告示

(規則第三十八条第五号の経済産業大臣が定め
る者等)

第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則

(平成二十八年経済産業省令第百二号。以下こ
の条において「規則」という。) 第三十八条第
五号の経済産業大臣が定める者は、情報処理シ
ステムに係る業務並びに情報処理システムの開

情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八
条第六号に規定する経済産業大臣の認定等につ
いて定める告示

(規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一
項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必
要な知識及び技能を有する者等)

第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則

(平成二十八年経済産業省令第百二号。以下こ
の条において「規則」という。) 第三十八条第
六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験
の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び

発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第二十六条第二項の規定により実施する規則別表に定める基本情報技術者試験に関する事務（以下「技術者試験事務」という。）を行う場合にあつては、「機構。」の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であつて、当該認定講

技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第二十六条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事

座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条の規定による報告書の提出があつた日から二週間を経過した日から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に基本情報技術者試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に基本情報技術者試験を受けることとする。）とする。

2 規則第三十八条第五号の経済産業大臣が定める科目は、規則別表の基本情報技術者試験の項

務」という。）を行う場合にあつては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であつて、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があつた日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2 前項に規定する者に対しては、規則第三十七条第一項別表の基本情報技術者試験の項の第一

の第一号及び第二号に掲げる科目とする。

第二条 前条第一項の講座の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類及び申請に係る講座の受講項目を定める計画（以下「受講計画」という。）に係る講義に使用する教材（以下本条及び第五条において単に「使用する教材」という。）を添えて、これを経済産業大臣（機構が技術者試験事務を行う場合にあつては、機構。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

号及び第二号に規定する科目を免除する。

第二条 前条第一項の講座の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類及び申請に係る講座の受講項目を定める計画（以下「受講計画」という。）に係る講義に使用する教材（以下本条及び第五条において単に「使用する教材」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 〇 六 （略）

第三条 （略）

（手数料の納付）

第四条 （略）

- 2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第二十六条第三項で準用する法第八条第一項に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

一 〇 六 （略）

第三条 （略）

（手数料の納付）

第四条 （略）

- 2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第二十六条第三項で準用する法第八条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

(講座の認定の基準)

第五条 経済産業大臣(機構が技術者試験事務を行つ場合にあつては、機構。)は、第二条の申請が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 ～ 四 (略)

2・3 (略)

(講座の認定の通知等)

第六条 経済産業大臣(機構が技術者試験事務を行つ場合にあつては、機構。)は、前条第一項

3 (略)

(講座の認定の基準)

第五条 経済産業大臣は、第二条の申請が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 ～ 四 (略)

2・3 (略)

(講座の認定の通知等)

第六条 経済産業大臣は、前条第一項の講座の認定をしたときは、その旨を認定を受けた者に通

の講座の認定をしたときは、その旨を認定を受けた者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 三 (略)

(修了認定を受けた者の報告)

第七条 第五条第一項の講座の認定を受けた者

は、認定講座を受講した者がこれを修了したと認めるときは、修了認定を行い、当該修了認定を行った日から二週間以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣（機構が技術者試験事務を行う場合にあつては、機

知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 三 (略)

(修了認定を受けた者の報告)

第七条 第五条第一項の講座の認定を受けた者

は、認定講座を受講した者がこれを修了したと認めるときは、修了認定を行い、当該修了認定を行った日から二週間以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

構。）に提出しなければならない。

一～四 （略）

（講座の変更の届出）

第八条 第五条第一項の講座の認定を受けた者は、第二条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣（機構が技術者試験事務を行う場合にあつては、機構。）に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（講座の認定の取消し）

一～四 （略）

（講座の変更の届出）

第八条 第五条第一項の講座の認定を受けた者は、第二条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（講座の認定の取消し）

第九条 経済産業大臣（機構が技術者試験事務を行つ場合にあっては、機構。次項において同じ。）は、第五条第一項の講座の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 三 （略）

四 第七条の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五・六 （略）

2 （略）

第九条 経済産業大臣は、第五条第一項の講座の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 三 （略）

四 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五・六 （略）

2 （略）

様式第一を次のように改める。

様式第 1 （告示第 2 条関係）

受理年月日	
認定年月日	

収入印紙
（収入印紙は消印 しないこと）

基本情報技術者試験免除対象講座認定申請書

年 月 日

経済産業大臣

殿

独立行政法人情報処理推進機構理事長

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

住所

連絡先（電話番号及び担当者名）

基本情報技術者試験免除対象講座等の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律
施行規則第 3 8 条第 5 号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示第 2 条の規定
に基づき、申請します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表を次のように改める。

別表

分野	項目
Ⅰ ビジネス変革	1 ビジネス変革の方法論 2 経営戦略・デジタル戦略 3 ビジネスモデル・ビジネスプロセス 4 サービスマネジメント 5 プロジェクトマネジメント 6 デザインのアプローチ
Ⅱ データ・AIの利活用	1 データマネジメント 2 データ分析・データ利活用 3 AI利活用
Ⅲ 組織活動	1 経営・組織論

	2 ガバナンス・監査
四 デジタル技術	1 デジタルサービス・デジタルツール 2 システムの種類・構成 3 クラウド 4 ネットワーク 5 データベース 6 AI技術 7 情報デザイン・情報メディア
五 システムの開発・運用	1 システムライフサイクルプロセス 2 開発・運用の方法論 3 アルゴリズム・プログラミング
六 セキュリティ	1 情報セキュリティの脅威

七 倫理・コンプライアンス	1 情報倫理・AI倫理 2 ビジネス関連法規 3 プライバシー関連法規 4 セキュリティ関連法規
	2 情報セキュリティマネジメント 3 情報セキュリティ対策 4 セキュリティ実装技術・評価

附 則

- 1 この告示は、令和九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正前の平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十六条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、機構。）の認定の有効期間については、なお従前の例による。